

財産形成貯蓄約款

令和7年1月6日現在

1. 要件・預入れの方法等

- (1) 本規定は、勤労者財産形成促進法（以下「財形法」といいます。）第6条第1項に基づく財産形成貯蓄についての当金庫の取扱いを定めたものです。
- (2) 当金庫では財産形成貯蓄を財形預金（以下「この預金」といいます。）により取り扱います。
- (3) この預金を利用する預金者は、財形法第2条で定める勤労者でなければなりません。
- (4) この預金は、年1回以上定期的に事業主が預金者の給与から天引きして預け入れるものとします。
- (5) この預金の預入れは、1回1,000円以上1,000円単位とします。
- (6) 5年以上の期間にわたり、毎年一定の時期に新規の積立てをしていただきます。
- (7) 預入れいただいたこの預金については、1年間は払い戻すことができません。

2. 預金の種類・期間等

- (1) この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預け入れるものとします。
- (2) 預入れから1年経過後は、払戻しを行った日を満期日とします。

3. 自動継続等

- (1) この預金（第7条による一部解約後の残りの預金を含みます。）は、最長預入期限にその元利金の合計および最長預入期限に新たな預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。

4. 利息

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および預入日（継続をしたときはその継続日）現在における当金庫所定の利率によって計算します。利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預け入れられる金額についてはその預入日（すでに預け入れられている金額については継続日）から適用します。
- (2) この預金を解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数

点第4位以下は切り捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率)によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

③ 1年以上2年未満 2年未満利率

④ 2年以上 2年以上利率

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金は、第7条第2項から第5項までの各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条各項の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。

6. 取引の制限等

- (1) 当金庫は、職業、事業内容、取引目的、国籍、在留資格、在留期間等の預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前二項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

7. 預金の解約

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) 預金者が次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を事業主または届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① 預金者が存在しないことが明らかになった場合または預金者の意思によらずに

開設されたことが明らかになった場合

- ② 預金者が第10条第1項に違反した場合
 - ③ 当金庫が別途定める取引時確認手続において確認した事項および前条第1項に定める各種確認や提出された資料に偽りがある場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為および犯罪行為に利用され、またはそのおそれがあると認められた場合
- (3) 前項のほか、預金者が次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害金を支払ってください。
- ① 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前AからDまでに準ずる行為
- (4) 事業主または事業主の役員が次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの取引を停止し、または事業主または事業主の役員に通知することによりこの取引を解約

することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を事業主または届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① 事業主または事業主の役員が存在しないことが明らかになった場合または事業主または事業主の役員の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② 事業主または事業主の役員が第10条第1項に違反した場合
 - ③ 当金庫が別途定める取引時確認手続において確認した事項および前条第1項に定める各種確認や提出された資料に偽りがある場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為および犯罪行為に利用され、またはそのおそれがあると認められた場合
- (5) 前項のほか、事業主または事業主の役員が次の各号の一にでも該当し、事業主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または事業主に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害金を支払ってください。
- ① 事業主または事業主の役員が、暴力団員等に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ② 事業主または事業主の役員が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDまでに準ずる行為

- (6) 預金者からこの取引の解約の申出を受けたとき、または第2項から第5項までによりこの取引が解約されたとき、この預金の残高がある場合は、当金庫はこの預金を当金庫所定の手続によりすべて解約の上、第4条第2項の解約利率により計算した利息とともに払戻しいたします。
- (7) この預金は、解約する預金を指定せずに払戻請求することができます。この場合、次の各号に従い、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を解約します。
 - ① 同一口座に複数の預金がある場合は、払戻時点で満期日までの残存期間が短い預金から取り崩します。
 - ② 前号で、解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。

8. 届出事項の変更等

届出の印章を紛失されたとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があるときは、直ちに当金庫所定の手続により届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. 印鑑照合

- (1) この取引につきましては、財形貯蓄申込書による預金者の届出印を必ずご使用ください。
- (2) この取引に関する書類に押印された印影を届出の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえはそれらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金は譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

11. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、または第三者の当金庫に対する

債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の方法により届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選出がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当金庫所定の方法により届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選

出がされている場合にも、前二項と同様に届け出てください。

- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出てください。
- (5) 前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

13. 約款の変更

- (1) 本規定の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

14. その他

- (1) 残高の通知については、定期的に発行する「財産形成貯蓄（一般・年金・住宅）残高のお知らせ」等により年一回以上お知らせします。
- (2) 利息等の諸計算については、当金庫所定の方法によります。
- (3) 本規定に定める取引は、事業主を通じて行っていただきます。
- (4) 退職等の場合、1年以内に預金者が法令等に基づく手続を行わないときは、口座を解約していただきます。

以上